

2月号



おりも 青色便り

No.0704

一般社団法人 大森青色申告会

令和 7.2.1

受付で会員カードをご提示下さい。
期限内申告と早期提出にご協力を！

所得税及び復興特別所得税の申告期限と納付期限は

～3月17日(月)です。振替納税は4月23日(水)

消費税及び地方消費税の申告期限と納付期限は

～3月31日(月)です。振替納税は4月30日(水)



予約期間

1月30日～3月12日まで

(3月13日より先着順受付開始！)

確定申告は、是非予約指導期間にお越し下さい。

早期提出にご協力を！

当会では、待ち時間短縮と混雑緩和のため、決算申告相談に「予約制」を導入いたしております。まだご予約がお済みでない方は予約状況に若干の空きがございますので、至急ご予約をお取り下さい。

予約期間には個別の相談時間を多く取り、ゆつくり相談できる環境を作っておりますので、是非、予約期間をご利用になり申告して頂きたいと思っております。

また、先着順受付期間においては、長時間お待たせしてしまうことが予想されますので、お時間に余裕を持ってご来所頂けますようご協力をお願い致します。

申告会では、早期提出を奨励しておりますので「予約制」を活用して早期提出にご協力下さい。

【期限後申告のデメリット】

申告した内容に誤りがあつた場合、申告期限内であれば、『訂正申告』をするだけで誤りを直すことができますが、申告期限を過ぎて訂正する場合には、『修正申告』又は『更正の請求』の手続きが必要になります。『修正申告』の場合は、延滞税及び過少申告加算税の納付が必要となる場合があります。『更正の請求』の場合にも、証拠書類等の提出が必要で、納め過ぎた税金が還付されるまで時間を要します。

また、65万円又は55万円の青色申告特別控除が受けられなくなる他、融資等に悪影響が出るケースや、青色申告の承認自体を取り消される場合もあります。

早期提出で安心して確定申告を行いましょ。

12月上旬にお送りしました「確定申告相談のご案内」のP4～P5のチェックリストを必ずご覧下さい。

一般社団法人大森青色申告会では、「東京税理士会 大森支部」の協力を得て、「正しい決算と申告」をモットーに、会員の皆様の決算確定申告相談及び申告書を受付けます。

確定申告期相談スケジュール

令和6年分 所得税 決算 申告指導	完全予約制期間	令和7年 1月30日(木) ～3月12日(水)	消費税の簡易課税制度を選択している方は、この期間に 所得税・消費税を同時にご予約・ご相談いただけます。
	先着順期間	令和7年 3月13日(木) ～3月15日(土)	全ての消費税のご相談はお受けできません。 例年混雑しますので予約制期間をご利用ください。
令和6年分 消費税 申告指導	先着順期間のみ	令和7年 3月19日(水) ～3月31日(月)	主に簡易課税制度を選択していない方向けの期間となります。 インボイス制度の影響で混雑が想定されますので、帳簿等 の申告関係書類の作り込みや、持参書類等をお忘れなく ご持参下さい。

※上記期間の内、2月22日・3月1日・8日の土曜日は午前中のみ営業しております。左記期間を除く土・日・祝日は営業しておりません。

※詳しくは、昨年12月上旬にお送りしております『令和6年分所得税・消費税の確定申告相談のご案内』冊子をご覧ください。

マイナンバーカードを必ずご持参ください（英数字のパスワードもご用意ください）

各種感染症対策のために

昨年に引き続き、当会では会員の皆様並びに指導職員の「健康を守る」を第一と考え、各種感染症防止対策をとりながら対面での相談を実施いたします。ご不便をおかけいたしますが、ご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

【当会での各種感染症防止対策について】

- ① 当会職員は、手洗いうがいなど衛生面に留意しマスク着用にて対応します。
- ② 出入口には消毒液を設置いたします。
- ③ 受付・対面での相談場所には飛沫防止シートを設置いたします。
- ④ 相談等終了後、机、椅子などの備品を都度消毒いたします。

【ご来所される皆様をお願いする事(ご相談をお受けする場合の条件)】

- ① マスクの着用のない方、発熱・体調不良がわかる方、咳込みの激しい方は事前に予約いただいている場合であってもご相談の受付をお断りする場合があります。
- ② 来所の際には、マスクの着用とアルコール消毒や石鹸での手洗いをお願いします。
- ③ ご相談は一人(1事業主)1日1回を限度とし、おおむね30分～45分程度とさせていただきます。
※対応時間はご相談内容によって異なります。
- ④ ご来所は、可能な限り事業主又は経理担当者1名でお願いします。付き添いの方の場合は、相談時には1階にてお待ちください。
- ⑤ 当会職員等が就業制限される各種感染症に感染した場合は、先着順期間(令和7年3月13日～3月15日)を短縮または廃止する可能性があります。できるだけ予約期間をご利用くださいますようお願い申し上げます。先着順期間にお越しいただく場合には、電話やホームページでご確認の上お越しください。なお、先着順期間を短縮または廃止する場合において、別途振替期間を設ける予定はありません。
- ⑥ 先着順期間では三密を防ぐため整理券『あなたの受付番号は』の配布等で対応させていただく予定です。
- ⑦ 三密を回避するため混雑時には指導会場への入館制限をかけることがあります。

◀事務局からのお知らせ

指導サポート料(決算カンパ)のお願い

令和6年10月23日開催の当会理事会に於いて、本年も「指導サポート料(決算カンパ)」を会員の皆様をお願いすることが決定されました。役職員一同、一丸となって頑張って参りますので何卒皆様のご理解ご協力賜りますようお願い申し上げます。

皆様からいただいた指導サポート料は、確定申告期に臨時で掛かる指導員人件費、電子申告等にかかる郵送費・人件費、昨今のインフレによる事務所諸経費の負担増加分に利用させていただきます。

なお、サポート料の詳細は下記のとおりです。

- 所得税決算申告でのご利用につき1口2,000円以上
- インボイス制度導入に伴い、所得税決算申告とは別に
消費税簡易課税の申告でのご利用につき1口2,000円以上
消費税本則課税の申告でのご利用につき1口4,000円以上の指導サポート料をお願いさせていただきます。
何卒、ご理解の上で協力いただけますようお願い申し上げます。

◆税務上の取扱い◆

指導サポート料として納入いただきますので「会費の納入」と同様の取扱いとなります。

◆◆◆ 当会の会費が未納となっている方へ ◆◆◆

青色申告会は、会員の皆様の会費を基に運営をしております。従って、確定申告期のご予約をお取りいただく場合、令和6年度分の会費が未納となっている方は、ご予約をお断りさせていただきます(先着順期間に於いても同様)。

当会会費が未納となっている方は、早急にご来所時等に納付をお願いいたします。

なお、お支払いの意思が無いと判断できる場合や悪質なケースと判断できる場合等は、強制退会させていただくことや、遅延損害金等を請求させていただくことがございますのでご了承ください。

また、会費未納により退会した方が再入会される場合は、未納期間の会費を納入いただいてからの入会手続きとなります。

当会でキャッシュレス決済をご利用いただけます！

【ご利用いただけるお支払いは下記のとおりです】

- ・確定申告期の決算サポート料(協力金)
- ・当会会費及び青色共済会費の未納分(※通常の納入方法としてのご利用は出来ません)
- ・各種帳簿、USBメモリ等の購入代金

【ご利用可能なキャッシュレス決済は下記のとおりです】

◆クレジット/デビット/プリペイドカード(タッチOK)◆

- ・VISA ・MASTER ・JCB ・AMERICAN EXPRESS
- ・Diners Club ・DISCOVER ・Union Pay銀聯

◆電子マネー◆

- ・iD ・楽天Edy ・WAON ・nanaco ・QUICPay
- ・各種交通系電子マネー(Suica等)

◆QRコード決済◆

- ・auPAY ・d払い ・楽天Pay ・メルペイ ・PayPay 他



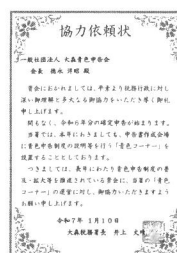
令和6年中に土地・建物・株式等の譲渡を行った方や、 初回の住宅ローン控除を行う方へ

当会では令和4年分の確定申告指導より、原則、第3表(土地建物や株式等に関する譲渡所得)に係る指導や、初回の住宅借入金等特別控除(2回目以降は除く)の指導を行っておりません。

上記に該当する取引がある方は、関連する計算明細書及び確定申告書を税務署で作成していただきます。(当会でご対応できません。)

なお、2回目以降の住宅借入金等特別控除を適用される方は、前年分の確定申告書類一式(住宅借入金等特別控除額の計算明細書を含む)の控えと、申告する年の住宅ローンの年末残高証明書をご持参ください。

去る1月10日(金)に大森税務署に於いて、青色コーナー設置に関する『協力要請状』が遠藤税務署長より手渡され、後日当会の徳永会長から『保秘等に関する確認書』を遠藤税務署長へ提出し、個人情報保護の順守を約束した。青色コーナーは、確定申告期に青色申告制度の普及推進と納税者の記帳水準の向上の為に大森税務署の外部会場の池上会館に設置される青色申告会のコーナーである。2月17日から運営が開始され、当会の青色推進委員が従事する。



事務局よりお知らせ

3月18日㊥は創立記念日のため、お休みとなります。

なお、3月19日㊦～

3月31日㊧は、先着順での消費税申告指導期間です。

青色共済・青色傷害・介護保険 会員増強キャンペーン実施中

3月14日迄に青色共済、青色傷害、介護保険にご加入いただくと先着150名様限定でガラポンくじに挑戦できます。

パナソニックホームズ様より豪華賞品をご提供いただいています。

この機会に是非ご加入をお願いします。

一般社団法人

大森青色申告会

責任者 会長 徳永 洋昭

大田区中央3丁目10-18

TEL : 03 (3771) 8859

FAX : 03 (3773) 6388

Eメール : aoiro-o@nifty.com

URL : <https://www.oomori-aoiro.org>



無料法律・保険相談
休止のお知らせ

繁忙期を迎え、1月から3月までの期間、無料法律相談・保険相談を一時休止させていただきます。4月より再開予定ですので是非ご利用ください。